様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2024年　　7月　　30日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）いっぱんしゃだんほうじんじどうしゃちくでんちすいしんせんたー  一般事業主の氏名又は名称 一般社団法人自動車・蓄電池トレーサビリティ推進センター  （ふりがな） ふじわら てるよし  （法人の場合）代表者の氏名 藤原 輝嘉  住所　〒105-0003  東京都港区西新橋1-1-1 日比谷フォートタワー10階  法人番号　6010405022970  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進に関する取り組み | | 公表日 | 2024年　　5月　　7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイトでの開示  <https://abtc.or.jp/about.html>  １．代表メッセージ　（経営ビジョンとDX推進） | | 記載内容抜粋 | カーボンニュートラルや人権問題等の社会課題の解決に世界が向かう中、欧州をはじめとした世界各国で、サプライチェーン全体におけるCO2排出量やデューデリジェンスに関する情報開示への要請が高まりつつあります。このような規制が世界各地に広がり、かつ複雑化する中では、企業は従来のやり方のままでは「製品を販売できない」「部品や材料を調達できない」「企業秘密を含むデータの提供を求められる」といった経営リスクに直面することとなり、喫緊の課題として対応が求められています。 当法人は、自動車・蓄電池業界が協調して定義した公開ガイドラインに基づいて実現した、企業間で安心・安全にデータ連携を行うためのトレーサビリティサービス（基盤）を提供することを通じて、産業全体の競争力の向上・DX推進への貢献を目指します。  当法人は自動車OEM企業、蓄電池・自動車部品企業、システム開発・運営企業等、センター長を中心に各方面の専門メンバーが集っており、各メンバーの業務場所、勤務形態も様々です。所属母体が異なるメンバー間で円滑にプラットフォームの運営、サービスの提供をすべく、デジタルを活用した業務遂行は重要課題と位置付けております。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年4月24日理事会※決議  ※補足  理事会は全ての理事で構成され、法人の業務執行の決定等が行われる（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十条）。株式会社における取締役会に相当する。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進に関する取り組み | | 公表日 | 2024年　　5月　　7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイトでの開示  <https://abtc.or.jp/about.html>  ２．デジタル技術活用の戦略 | | 記載内容抜粋 | ドキュメントデータのデジタル化、クラウドツールでの業務遂行による社内データ活用の促進  当法人は様々な企業に所属するメンバーが集い事業運営をすることから、いつでもどこでも社内データにアクセスし業務遂行・分担、データ活用を進めて参ります。  ・デジタルサイン活用⇒デジタルサイン導入による稼働工数削減、リモート環境での業務遂行・分担を促進する  ・電子決裁ツール活用⇒チャット系ツールのワークフロー活用により、社内決裁内容の透明化、チェック稼働の削減を目指す  ・クラウド会計／総務ツールでのコーポレート業務一元管理⇒クラウドでの管理により当事者以外のメンバー含め社内で進捗状況の確認、修正/対応依頼を簡略化  ・クラウドストレージでのドキュメント管理、WEBメモアプリによる社内ノウハウ共有⇒これまで各所に散らばっていた情報を全てクラウド上で管理することにより、情報の検索・アクセスを容易にする。またWEBメモアプリの活用によりノウハウの蓄積がしやすい環境作りに努める | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 2024年4月24日理事会※決議  ※補足  理事会は全ての理事で構成され、法人の業務執行の決定等が行われる（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第九十条）。株式会社における取締役会に相当する。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | コーポレートサイトでの開示  <https://abtc.or.jp/about.html>  ３．戦略を効果的に進めるための体制 | | 記載内容抜粋 | センター長を中心に自動車OEM企業、蓄電池・自動車部品企業、システム開発・運営企業等出身の専門メンバーにて体制を構築し、DXの取組みを推進して参ります。  デジタル人材の採用：業務とデジタル技術の両方に精通する人員の採用・会員加入を図ります。  デジタル人材の育成：理事・自社従業員及び会員メンバーに対して全社研修を定期的に実施し、社内データ活用事例の共有、アイディア出しの機会を創出し、各個人のリテラシーを高めていきます。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | コーポレートサイトでの開示  <https://abtc.or.jp/about.html>  ４．デジタル技術活用環境の整備 | | 記載内容抜粋 | デジタル技術の活用には環境整備が必要となります。当法人は属人化やブラックボックスとして障壁となることを防ぐため、クラウド環境を軸としたシステム利用・データマネジメントの強化を推進する方針です。  2024年2月法人設立と組織自体が新しく、レガシーシステム自体が無いのは大きな強みです。 法人設立以後のDX環境整備をメインに行っていきます。   * HP掲載の申込フォームと社内チャットツールとをクラウド自動化プラットフォーム上にて連携開発し、顧客対応や各種エスカレーション・確認承認作業などをワンストップで行うことで業務効率化を図る。 * ファイルストレージやWEBメモアプリを同じ製品群で利用することにより、アカウント・環境設定の省力化を図る。また、データ連携等をスムーズに行えることで、データダウンロード等のローカルでのデータ保持を低減する。 * 社内システムのセキュリティレベルの強化 定期的に、社内システムやIT資産の利用状況や設定の棚卸しを実施。 社内システムが適切に運用・管理されているかを確認し、セキュリティインシデント発生リスクの低減に繋げる。   その他バックオフィス業務における各種クラウドサービスの活用　等 各種SaaS・クラウドサービスの活用により、バックオフィス業務の効率化とコスト削減に繋げる。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | DX推進に関する取り組み | | 公表日 | 2024年　　5月　　7日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | コーポレートサイトでの開示  <https://abtc.or.jp/about.html>  ５．戦略の達成状況に係る指標 | | 記載内容抜粋 | * デジタルサイン活用：電子契約締結数 * 電子決裁ツール活用：電子決裁利用件数 * クラウド会計／総務ツールでのコーポレート業務一元管理：管理業務時間の短縮 * クラウドストレージでのドキュメント管理、WEBメモアプリによる社内ノウハウ共有：社内ノウハウ共有件数 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　　5月　　7日 | | 発信方法 | 「DX推進に関する取り組み」ページ  <https://abtc.or.jp/about.html>  １．代表メッセージ　（経営ビジョンとDX推進） | | 発信内容 | 当法人は企業間で安心・安全にデータ流通を行えるトレーサビリティサービス（基盤）を提供することで、環境・社会規制対応を業界協調で行うことで産業全体の競争力の向上に努めております。  当法人は自動車OEM企業、蓄電池・自動車部品企業、システム開発企業等、各方面の専門メンバーが集っており、各メンバーの業務場所、勤務形態も様々です。所属母体が異なるメンバー間で円滑にプラットフォームの運営、サービスの提供をすべく、デジタルを活用した業務遂行は重要課題と位置付けております。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　　3月 | | 実施内容 | DX推進指標自己診断にて自己分析。  ※自己分析結果を添付いたします  担当；実務執行総括責任者（代表理事）藤原 輝嘉 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　　4月 | | 実施内容 | 当社は、サイバーセキュリティ対策として、  中小企業の情報セキュリティ対策ガイドライン付録の  「5分でできる！情報セキュリティ自社診断」で自社の状況を把握したうえで、情報セキュリティ基本方針を定め、外部に公開（https://abtc.or.jp/security.html）しております。  これらにより、SECURITY ACTION制度の二つ星の宣言を実施済です。自己宣言ID：40355657780 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 | 自動車・蓄電池サプライチェーン上の企業間で安心､安全にデータを連携させ､欧州電池規則等の環境規制への対応と社会課題の解決を目指したトレーサビリティシステム | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 2024年　　5月　　7日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 | サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドラインβ版（蓄電池CFP・DD関係） | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 | トレーサビリティに関するデータは、自動車業界、部品業界、蓄電池業界をまたいで多くのサプライチェーン上の企業で連携することが必須であり、従来のようにOEM個社でそれぞれ開発運用及び管理を行うより共同で実施したほうが合理的。  個社システムよりも、ガイドラインに準拠した共同運用システムの方が国際的な信頼も得やすく、サプライチェーン上の利用者の参加についての公平性、公正性も担保しやすい。  また、利用者が利用するアプリケーションと、データを適切に連携するためのデータ連携システムとに機能を分離、競争領域と協調領域を峻別した管理運用を実現。  協調領域として「データ流通システム」「ユーザ認証システム」「蓄電池のトレーサビリティ管理システム」の機能を実装。 | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 | 競争領域である複数のアプリケーションを相互接続させるためにデータ流通機能を業界共通で検討したAPIで実装。  連携サービス機能では、カーボンフットプリントのような企業間をまたぐデータのトレーサビリティ機能を実装。  これら全体をデータ連携システムとして実現し、その機能を自動車、部品、蓄電池業界の各事業者と実証を行いサプライチェーン間で動作することを確認済み。 |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 文書等の名称 | プライバシーポリシー  利用規約 | 利用規約 | | 記載箇所・ページ | プライバシーポリシー  利用規約  16条　秘密保持義務  19条　運営事業者による本データの利⽤ | 16条　秘密保持義務  19条　運営事業者による本データの利⽤ | | 実施内容 | プライバシーポリシーにて、個人情報の取り扱いなどについて開示。  利用規約にて、利用者に対して取引条件として秘密情報を定義し、秘密保持義務を明示。  また、業務データ(本データ)について目的外利用禁止等、データ管理に関する条項を定めて開示。  さらに、取り扱うデータをセキュリティやプライバシーの観点も踏まえて、個人情報、業務データ(本データ)、運用データに分類し、目的、内容、取得方法、データ所有に関する考え方および利用権限を設定し適切に管理。 | 利用規約によりユーザー企業に対する秘密保持および目的外の利用禁止等データ管理に関する事項を定めており、この利用規約を全てのユーザー企業に対して明示的に提示しております。 さらに、この利用規約の条項を補足するものとしてデータ取り扱い基準などを定め、データ管理の具体的な例を示すことで、ユーザー企業の適切なデータ管理の実現を支援しております。 |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 | セキュリティ設計  ITサービス管理実施要領  情報セキュリティ関連規程 | | 記載箇所・ページ | 上記文書全体が関連しているが、特に関連が深いものは以下の項目  セキュリティ設計  ２．セキュリティ対策設計方針  ３．アカウント管理方針  情報セキュリティ関連規定  ３．情報資産管理  ４．アクセス制御及び認証  ７．ＩＴ基盤運用管理  ８．システム開発及び保守 | | 実施内容 | 自工会が定めている自動車業界向けのセキュリティポリシーおよびIPAが公開している中小企業向けセキュリティポリシーをもとに必要な措置を定め継続的に実施  安全性： 代表理事をトップとするリスク管理体制を整備し、セキュリティ脅威の検知やデータ保護、ログの取得、管理など安全性の観点で網羅的な対策を定義。管理における体制、ガバナンスなど、インシデント発生時等のフローや役割、実施事項についてはITサービス管理実施要領として、網羅的に定義。また、本システムにおいて利用アカウントを、事業者(ユーザ)、管理者、アプリケーション開発者、システム運用者、システムの５つに分類、セキィリティを設計し、適切なアクセス管理基準を設定。  信頼性： 機能面では、データ連携システムの主要構成要素について、ハードウェア・ソフトウェア障害や更改作業などサービスへ影響を与える可能性がある事象を特定、その影響に応じた適切な冗長構成を定義、可用性を確保。 プロセス面では、クラウド停止などの広域障害、データ連携システム構成要素の多重障害などを考慮したサービス復旧手順を整備。 |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 | アプリ事業者様向けオンボーディング資料 | | 記載箇所・ページ | 3. オンボーディングプロセスのご説明  4. 開発キット・認定試験キットの御説明  5. データ連携基盤接続に向けた検証プロセスの御説明 | | 実施内容 | データ連携システムに接続する情報処理システム（アプリケーション）の安全性及び信頼性について、アプリケーションの技術レベルとそれを提供する開発事業者の信頼性の双方から網羅的に確認。  技術レベルについては、サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドラインβ版（蓄電池CFP・DD関係）に準拠した審査の手順及び基準に倣い、同等の網羅性およびレベルを確保。  信頼性については、本データ連携システムに適用される基準をベースとして、チェックリストを作成、審査することにより、本システムと同等の網羅性およびレベルを確保。  また、アプリケーションの技術レベル審査、その開発事業者の信頼性審査の結果に従い、データ連携システムへの接続可否を決定することで公平性を担保。 |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | サプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドラインβ版（蓄電池CFP・DD関係） | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 | 本基盤はサプライチェーン上のデータ連携の仕組みに関するガイドラインβ版（蓄電池CFP・DD関係）に準拠し、「データ流通システム」「ユーザ認証システム」「蓄電池のトレーサビリティ管理システム」の機能を実装。  また、将来的にガイドラインが拡張された場合にはそれに追随していく予定。 |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 | 自動車、自動車部品、自動車蓄電池の３業界団体と密接な協調関係を構築し、サービス利用料はITベンダーおよび業界団体・ユーザ企業と相談の上、公平性を担保した持続可能な価格を決定。  また、カーボンフットプリントに関連するビジネス機会が増加しており利用者の増加が期待される。  さらに、今後も官民で連携し、社会課題の解決に資するサービスを提供することで更に利用者を増やしていくことで経営の安定性を確保。 | | 経営資源の確保に関する説明 | 人的資源については、３業界団体から専門性の高いメンバを理事および職員として招聘して法人を運営。  設備や固定資産については、極力持たないようにして経営をスリム化。  資金面については、業界ニーズに限定したサービスを提供することで安定的な収入を確保。  技術面では、ブロックチェーン技術と暗号化データ管理を組み合わせた独自の手法を保有し、これによって、データ主権および耐改竄性、秘匿性を担保するデータ連携の社会実装において、国際的にも先端を行くサービスを提供。 |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。